

印西市立西の原小学校

令和7年度『学校いじめ防止基本方針』

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。
～「しない」「させない」「見逃さない」～

(1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係のある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(1) 定義に基づくいじめの判断

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- ② いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。
- ③ 本人がいじめを否定するケースが多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。
- ④ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という）」を活用して行う。
- ⑤ 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ⑥ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ⑦ インターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応をする。
- ⑧ いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合や、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有する。行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味した上で対応する。

具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- 冷やかしからい、悪口や脅し、嫌なことを言われる。
- 仲間はずし、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

(2) 留意点

児童が行った行為がいじめを意図して行った行為ではなく、また、1回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合は、いじめとして認知して適切に対応する必要がある。

(1) で挙げた「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) 基本理念

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(法第3条第1項～第3項「基本理念」)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本校では、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童が自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行っていく。また、「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」のために、保護者との連携は不可欠である。家庭での様子を聞くなど未然に防ぐための対策だけでなく、問題が起こったときには、保護者に対し正確に丁寧な説明を行い、真摯に向き合っていくことで、連携を図っていく。

そこで、いじめを防止するための基本となる考え方を次の①～⑤のとおりで示す。

- ① いじめは人権侵害であり、いじめを行ってはならない。
- ② いじめと認識しながら、見逃したり、許したりしない集団や子供社会の実現に努める。
- ③ いじめはどの学校にも、どの集団にも、どの子供にも起こるものとする。
- ④ いじめを受けた子供、いじめを受けた子供を助けようとした子供の生命及び心身の安全を最優先とする。
- ⑤ 子供の健全育成を図るため、いじめを特定の子供や特定の立場の人だけの問題とせず、学校、家庭、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、広く社会全体で真剣に取り組む。

2 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

（『いじめ防止対策推進法』第13 条、第22 条より）

(2) 基本方針の重点

学校や教職員は、学校内外においていじめが行われず、全ての児童が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

① いじめの防止

- ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・ 児童の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

② 早期発見

- ・ 調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。
- ・ 疑いが生じた段階で調査を開始する。

③ 適切な対応

- ・ いじめの疑いや発見の際には、いじめを受けたり情報を知らせたりした側に寄り添い、事情聴取・情報収集を迅速・適切に行い、組織で対応する。
- ・ 保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行い、信頼関係を構築する。
- ・ 報告については法的に義務付けられていることを前提にし、市教委等関係機関と連携を図りながら、いじめ防止や発生時の解決に努める。
- ・ 事後の対応は、いじめを繰り返さないよう具体的な指導内容・方法を協議し、共通理解を図るとともに実践する。

④ インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、学年の実態に応じて計画的な学習・指導を行う。

⑤ 重大事態を想定した対応策を作成し、再発防止に努める。

3 保護者の責務

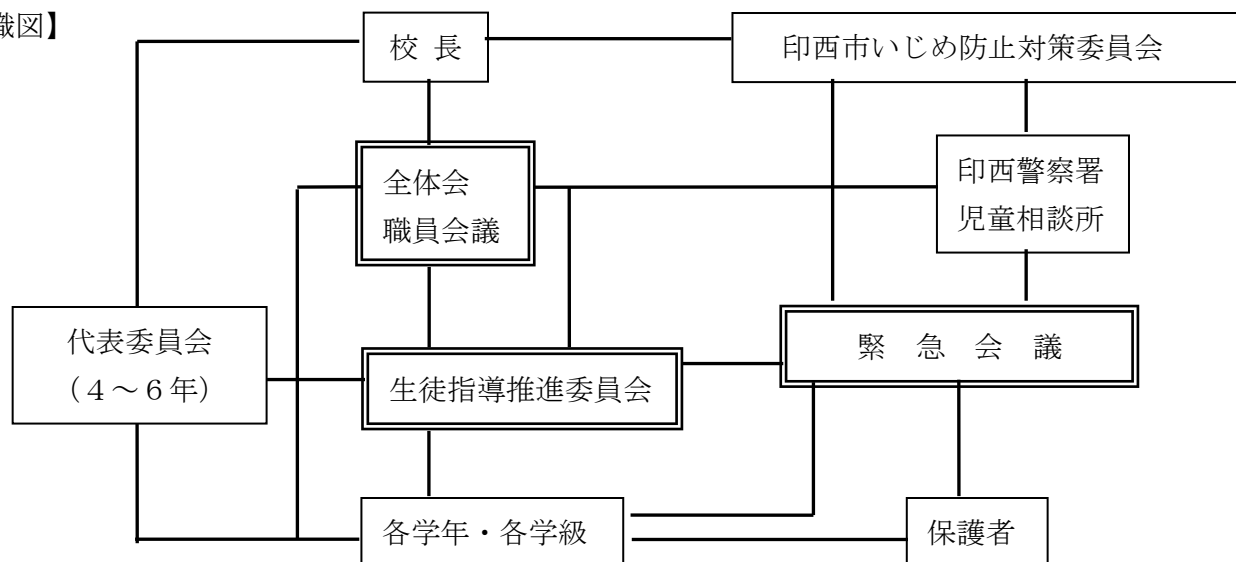
- ① 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- ② 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等がいじめから保護するものとする。
- ③ 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
- ④ 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず、また、前三項の規定は、いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

(『いじめ防止対策推進法』第9条)

4 いじめ防止の組織

学校に「生徒指導推進委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き、機能的・有機的に対応する。

【組織図】



(1) 「全体会・職員会議」＜全教職員が参加＞

- ① 基本方針の策定
- ② いじめ防止に関すること（基本方針の年間計画作成・研修の実施等）
- ③ いじめの早期発見に関すること（いじめ相談通報窓口の設定・情報収集・情報交換等）
- ④ いじめ事案に対する対応に関すること（対応方針の決定等）
- ⑤ いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
（児童会の支援・行事の実施等）
- ⑥ 保護者・関係機関との連携

(2) 「生徒指導推進委員会」

構成員・・・管理職（教頭）、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、各学年
いじめ防止対策のための中心的な役割を担う。
日常的な業務についての協議を定期的に行う。

(3)「緊急会議」＜重大事態発生時に、管理職、教職員（必要に応じて全職員）、保護者代表、所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事等＞

重大事態の発生時に事案の解決に努める。（緊急対応の決定等）

5 中心組織の役割について

(1)「生徒指導推進委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「生徒指導推進委員会」の役割を見直し、防止対策を機動的・効果的に行う。

【委員会の構成員】

管理職（教頭）、生徒指導主任、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、各学年担任

(2)「生徒指導推進委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① 生徒指導に関する話し合い、共通理解事項の確認
- ② いじめ防止に関すること
（年間計画の進捗状況の把握・職員による共通実践事項の話し合い・検証作業の推進等）
- ③ いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有
（アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等）
- ④ いじめ、またはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
（事実関係聴取、対応の具体的手順・検討・決定いつ・だれが・だれと・だれに・どのように・・・）
- ⑤ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑥ 保護者・関係機関との連携
- ⑦ いじめ防止の取り組みに対する評価

(3)「生徒指導推進委員会」の開催

月1回程度を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

6 学校が実施する取り組み

(1) 未然防止

① いじめを許さない環境づくり

学校の重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。そのため、全職員が常にいじめもしくはいじめにつながる行為言動を許さない指導を行い、児童の相談に応じる姿勢を示していく。

② 心の教育の充実

- ・「思いやりがあり、正しい行動ができる子の育成」を目指して、「道徳の授業を含めた様々な取り組み」や「考え、議論すること」を意識した道徳教育・人権教育の充実を図る。
- ・道徳教育、人権教育、体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットを活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・いじめ問題を考える授業をする。具体的には、被害者の視点や加害者の視点からいじめを人権問題と捉え、差別などの不当な扱いについて「人権の保障」を求める具体的な法的知識を身に付けさせるととも

に、いじめの行為により発生する法的な責任を、実例をもとに学習する。

- ・インターネット上のいじめを扱い、ネット上でも重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させていく。
- ・国籍が違うこと、障がいや性差等による個々の違いについて適切な指導や支援をするとともに、正しい知識を身に付けさせる。
- ・ソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム」等の活用を図る。
- ・過度の競争意識、勝利至上主義等が児童のストレスを高める等により、いじめを誘発することがありうることを指導する。

③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動

- ・児童や教職員自らの人権的言語環境の整備に努め、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。
- ・児童の自己有用感を高めるような「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。
- ・「情報」におけるモラル教育の充実を図る。
- ・高学年が主軸となり、異学年の交流を生かした縦割り活動を通して、人間関係を広めたり、深めたりして、児童のよさが発揮され、自己有用感を高めようとする。

④ 行事、児童会・生徒会活動等を通じた児童への指導

- ・児童によるいじめ防止に関する児童会活動の支援を積極的に行い、児童による自発的ないじめ防止の意識を高める。
- ・人権標語・作文、いじめ防止キャンペーン、人権集会等で、児童への指導を継続的に行う。

⑤ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民、関係団体との連携を図り、いじめに関する児童の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を、ホームページ・文書等でお知らせし、いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。

(2) **早期発見**

① いじめの調査等

いじめを早期発見するために、在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。

- ・児童対象のいじめアンケート調査 年5回（5月、7月、9月、11月、1月）
- ・保護者にも確認を求めるいじめアンケート調査 年5回
※学校生活アンケートは、いじめアンケート調査に含む。
- ・教育相談を通じた学級担任等による児童からの聞き取り調査 年2回（5月、11月）

※教育相談週間（5月26日～30日/11月11日～17日）

② いじめ相談体制の整備

児童及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

- ・学校区スクールカウンセラーの活用
- ・各種相談機関（印西市教育センターのこども相談室、文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル等）の情報提供

③ いじめ相談・通報窓口の設置

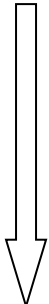
- ・相談担当・相談箱・Web相談窓口等の設置と周知

④ 研修等による教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・児童の全ての教育活動において人間関係や児童の心情を把握するために、組織体制を整える。

(3) いじめへの対応

いじめ情報のキャッチ

- 
- ・いじめの疑いや確認、発見をした場合は、迅速に情報を伝える。
いじめ発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長
 - ・いじめの疑いや確認、発見をした時点で、「生徒指導推進委員会」を速やかに招集する。
 - ・生徒指導推進委員で会議を開き、いじめの認知を行う。
 - ・被害児童の安全確保を最優先に徹底して守る。
 - ・見守る体制を整備する。
 - ・被害者側に寄り添いながら対応することを第一とする。

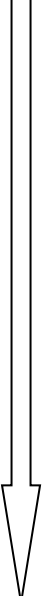
正確な実態把握

- 
- ・可能な限り速やかに調査を実施することに努めること。
 - ・当事者双方、周りの児童から複数の職員で聞き取り、記録する。
 - ・いじめに関わる情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とする。
 - ・保護者からの情報を得る。
 - ・関係教職員と情報を共有し、正確に把握して、共通認識をもつ。
 - ・いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し、適切に記録・保存する。
 - ・アンケート調査などが必要な場合は、適切な時間と場面を設定し正確な調査を行う。
 - ・記録の際はアンケート・個人面談の記録・いじめの通報・相談内容などを適切に記録する。

指導体制、方針決定

- 
- ・情報を整理する。
 - ・指導のねらい・方針を明確にする。
 - ・全ての教職員の共通理解を図る。
 - ・対応する教職員の役割分担を決める。
 - ・教育委員会、関係機関との連携を図る。（窓口→教頭）

児童への指導・支援

- 
- ・被害児童を速やかに保護し、児童や保護者の心配や不安を取り除く。
 - ・加害児童に、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で、「いじめは決して許されない行為である」意識を持たせる指導を行う。
 - ・必要に応じて当該児童や傍観者等にも指導を行う。
 - ・事後の対応をきめ細かに行う。
 - ※些細な変化への対応、継続的に指導や支援、人権意識を育てる学級経営等に努める。

保護者との連携

- 
- ・面会し、状況説明、学校として児童を守ること、今後の具体的な対策を伝え、理解を求める。
 - ・加害児童側の保護者への説明、助言を行うとともに指導方針に対して共通理解を図り、家庭での指導を行うよう求める。
 - ・いじめの事実について正確に伝わるようにし、誤解を生まないように配慮する。
 - ・今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・加害者側、被害者側、また周りの児童と、幅広くケアする。継続した指導、教育相談やスクールカウンセラー、養護教諭等の活用も含め、心のケアにあたる。

- ・担任（担当職員）は、経過の報告と指導の継続・指導記録の記入をする。
- ・新たないじめを防止し、いじめを許さない、傍観を許さない環境づくりに励む。加害者側と被害者側、傍観者の関係については、全職員で見守りながら指導にあたり、明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。
- ・関係機関（教育委員会・学校警察連絡協議会・児童相談所・医療機関等）との連携を強化していく。

いじめが解消している状態について

- ・いじめに係る行為が止んでいる状態が継続（3カ月を目安）している状態。
- ・被害に遭った児童が心身の苦痛を感じていない状態。
- ・被害児童本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し、解消していると確認された状態。

いじめ発見時の緊急対応

発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

情報収集

- ・事情聴取をする。
※落ち着いて話ができるよう、場所や時間を配慮する。必要に応じて複数職員での対応、または他職員が学級指導に入るなど、臨機応変に対応する。
- ・いじめに関わる情報を収集する。

管理職への報告

- ・いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
- ・複数の教職員で、素早く、正確な事実関係の把握し、共通理解を図りいじめ事案に対応する。

(4) 関係機関との連携

① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、教育相談体制の充実が必要ないじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西市教育委員会と連携して対処する。

② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案、インターネットを通じてのいじめ事案については、印西警察署等と連携して対処する。

③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については、子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

④ その他

その他、必要に応じて相談機関、保健機関、福祉機関、医療機関等と連携をとる。

7 保護者としての役割

自分の子供と触れ合う中で、子供を理解し、温かく見守り、安らぎのある心の居場所としての家庭づくりに努める。

- （1）どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめの発見に努める。また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- （2）子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守っている大人との情報交換に

努める。

(3) いじめを発見し、または、いじめの疑いがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

(4) 子どもがメール、SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）、オンラインゲームなど、インターネットを利用する際には、利用状況やインターネット上での他者とのつながりについて把握するよう努める。 ※Facebook、Instagram、Twitter、LINE、YouTube、TikTok など

8 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットの高度の流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、児童及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

① ネットいじめに関する教職員研修の充実印西市教育委員会と連携する。

② 児童への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。

※印西市教育センターによる「ネットリテラシーコンテンツ授業」等の利用

③ 保護者への啓発活動として、西の原っ子応援団や家庭教育学級における情報教育研修会を開催する。

④ 関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。

⑤ インターネットを使いたいじめは発見しにくく、学校の対応のみでは状況の把握も難しいことから、「ネットいじめ（サイバーいじめ）」発生時には関係児童の保護者と積極的に情報を共有し、連携して問題解決にあたる。

9 重大事態（市長に報告するもの）の対応

印西市いじめ防止基本方針には、次のように記載している。

○重大事態

- ・法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。
- ・第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

主なもの

- 自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

- ・第2号の「相当の期間」については、国の基本方針を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手する。

上記第1号及び第2号の疑いがある場合は、次の対応を行う。

(1) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ防止対策委員会」0476-33-4705）に速やかに報告する。

(2) 組織の設置と関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置し、対応する。

必要に応じて印西警察署（０４７６－４２－０１１０）等へ報告する。

(3) 適切な情報の提供

調査結果について、いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係や必要な情報を適切に提供する。

(4) 調査結果を設置者（→市長）に報告

児童や保護者の所見を希望により、添える。

(5) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

(6) 報道機関への対応

必要に応じて、窓口の決定、市教育委員会への連絡、取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

１０ 基本方針及び学校評価の結果の公表

学校の重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について、学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握、隠蔽防止、適切な措置を行うため、適正に評価し、結果を踏まえてPDCAサイクルに基づいて、いじめ防止のための対策措置の改善を図る。

(1) いじめの防止・早期発見に関する取り組みに関すること

(2) いじめに対する措置・対応に関すること

適正な評価のために、「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は、保護者への便りやホームページ等で公表する。

１１ 学校いじめ防止基本方針の見直し

学校いじめ防止基本方針については、生徒指導委員会及び全体会において、年１回の見直しを図る。検討の際には、「８基本方針及び学校評価の結果」を踏まえていく。

平成２６年２月２７日策定

平成２８年３月３０日改定

平成２９年２月１５日改定

平成３０年２月１５日改定

平成３１年２月１５日改定

令和 ２年３月１５日改定

令和 ２年４月１０日改定

令和 ３年５月１７日改定

令和 ４年５月 ６日改定

令和 ５年４月１０日改定

令和 ６年４月３０日改定

令和 ７年４月１６日改訂

印西市立西の原小学校

いじめ防止に関する年間計画

	学 校	学 年	保護者・地域・関係機関
4 月	○いじめ基本方針についての検討 ○児童に関する情報交換 ○いじめ対策に関わる共通理解 【生徒指導推進委員会】	○学年・学級びらき ○学級ルールづくり ○年間 1 回は人間関係づくりに関する道徳の授業を行う。	○いじめ対策についての説明・啓発 【懇談会】 ○懇談会（情報交換） ○地区訪問
5 月	○児童に関する情報交換 【生徒指導推進委員会】	○いじめアンケート ○行事を通した人間関係づくり ○縦割り清掃 ○教育相談週間 ○SOS の出し方教育	○コスモス学級個別面談 ○学校HPへの掲載
6 月	○児童に関する情報交換 【生徒指導推進委員会】	○縦割り清掃	
7 月	○児童に関する情報交換 ○いじめ問題等考える授業実践 【生徒指導推進委員会】	○縦割り清掃 ○いじめアンケート	○個別面談（情報交換）
8 月	○生徒指導に関する研修 ○学級経営に関する研修		
9 月	○児童に関する情報交換 【生徒指導推進委員会】 ○いじめ防止強化月間	○縦割り清掃 ○いじめアンケート	
10 月	○児童に関する情報交換 【生徒指導推進委員会】	○行事を通した人間関係づくり ○縦割り清掃	
11 月	○児童に関する情報交換 ○いじめ問題を考える授業実践 【生徒指導推進委員会】	○教育相談週間 ○縦割り清掃 ○行事を通した人間関係づくり ○人権に対する取り組み ○いじめアンケート	
12 月	○児童に関する情報交換 【生徒指導推進委員会】 ○人権週間	○縦割り清掃	○懇談会（情報交換） ○学校生活アンケート ○学校評価アンケート
1 月	○児童に関する情報交換 【生徒指導推進委員会】	○学校生活アンケート ○縦割り清掃	
2 月	○児童に関する情報交換 【生徒指導推進委員会】 ○いじめ基本方針についての検討	○縦割り清掃	
3 月	○児童に関する情報交換 ○記録の整理・引き継ぎ事項の確認 【生徒指導推進委員会】	○縦割り清掃 ○行事を通した人間関係づくり	○懇談会（情報交換/相談）

